

# 今回は、 事業に係る税制特集です！

## 機構集積協力金に対する課税について

\*バンク通信(No.3)では、地域集積協力金に対する課税について紹介しましたが、**経営転換協力金**、**耕作者集積協力金**についても同様に課税対象となるので、事前に税務署に相談・確認するようお願いいたします。

### 【経営転換協力金の場合】

～東北農政局資料より抜粋～

土地利用型農業について自ら耕作することを止めることを交付の前提とするものであることから、土地利用型農業の自作の廃止による収益補償又はこれに類するものとして、事業所得(農業所得)の収入金額となります(所得税法施行令第94条第1項第2号)。ただし、農地の相続人で相続後自らは農業を行わない者にとっては雑所得の収入金額となります。

## Q&Aコーナー



### 「質問例」

今回、主婦Aさんが本人名義の農地を機構に貸付け、経営転換協力金(50万円)の交付を受けました。交付以前、主婦Aさんは、年間130万円の給与収入があり、旦那さんの配偶者特別控除の適用範囲でしたが、この場合どうなるのでしょうか？

### 「回答例」

今回、主婦Aさんは事業所得(50万円)の収入となり、合計所得180万円となります。

配偶者特別控除の範囲(年収103万円～141万円)を超えてしまい、これまで適用されていた旦那さんにかかる配偶者特別控除が適用範囲外となります。

なお、事前に税務署に相談・確認するようお願いいたします。



借受希望者の公募を2月5日まで  
実施中です。よろしくお願いします。

宮城県農林水産部農業振興課  
公益社団法人みやぎ農業振興公社(農地中間管理機構)



# 平成28年度税制改正について

## 1 遊休農地の課税強化 (H29年度から実施)



- ・農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象。
- ・機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定される。

### 【固定資産税の課税強化の手法】

通常の農地の評価額は、売買価格×0.55（限界収益率）となっているところ、対象の遊休農地については、0.55を乗じず課税するもの（結果的に1.8倍になる）。

\*詳細は、市町村にご確認ください。

## 2 機構に貸し付けた農地の課税軽減 (H28年度から実施)



- ・対象者：所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた方。

### 【固定資産税の課税軽減の手法】

新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中1/2に軽減する。

- ①15年以上貸付の場合：5年間
- ②10年以上15年未満貸付の場合：3年間

\*詳細は、市町村にご確認ください。

## 3 贈与税の納税猶予制度の見直し (H28年度から実施)

- ・農地中間管理機構に貸し付ける場合、一定期間（10年又は20年）が経過していても、納税猶予が打ち切られないよう改正。ただし受贈者は担い手に限定。



### 現行制度

#### ①納税猶予の適用農地を貸し付けるための条件

- ・納税猶予を受けてから10年（65歳未満の場合には20年）経過していること。

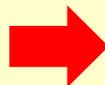
機構への貸付のネックとなっていた。

### 改正後

- ・納税猶予を受けてから10年（65歳未満の場合には20年）経過していること。
- ・ただし、機構に貸し付ける場合には、上記年数が経過してなくとも、貸付可とする。

#### ②受贈者の要件

- ・3年以上農業に従事している推定相続人



#### ②受贈者の要件

- ・3年以上農業に従事している推定相続人かつ、担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者）であること。



\*詳細は、税務署にご確認ください。